

## マレーシア人及びタイ人に対する査証緩和措置実施について

- 1 6月11日、日本政府は、短期滞在を目的として訪日を希望されるマレーシア及びタイ国民の皆様に対しまして、査証免除を行うことを決定しました。
- 2 現在、査証免除を夏までに開始できるよう、最終的な準備を行っています。査証免除の開始時期及び免除の内容（滞在期間）が決定され次第あらためてお知らせいたします。（については、この間、訪日を計画されている方はその点ご留意願います。なお、査証免除の開始前までに発給された全ての査証につきましては、それにかかった査証料の返金はできませんので、ご理解願います。）

### ◆ 内容についてのお問い合わせ

在シンガポール日本国大使館領事班 野田

TEL : 6235 8855